2015年11月20日

　厚生労働大臣

　　塩　崎　恭　久　様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長　川　本　　　淳

2016年度政府予算編成に関する要請書

　日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

　今国会では「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療保険制度に関する制度改革が具体化することになります。現在進行している少子・高齢社会、生産年齢人口の減少など社会構造の変化や雇用環境の変化に対応して、持続可能な社会保障制度の確立をはかるものとして十分機能していくことを求めていくものです。

　しかしながら、受益と負担の均衡や自助・自立のための環境整備などについて、今後さらに求められる社会保障の機能強化やセーフティネットの充実の再構築の観点から懸念される点もあります。また、「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）」で打ち出されている社会保障関連分野の産業化、インセンティブ改革や公的サービスの民営化など、公的社会保障の給付抑制と歳出削減策には極めて問題が多いことから、関係当事者の意見が十分反映されるよう要望するとともに、2016年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

（◎が重点課題）

記

1.　社会保障制度の充実機能強化について

　(１)　消費税増税の前提である社会保障制度の充実機能強化と安定にむけて、財源の確保を中央・地方において確実に行うこと。その際、社会保障４経費（少子化対策、医療・介護、年金）に限定することなく、障害者施策、貧困・低所得者・格差対策などについても対応すること。

　(２)　引き続き検討課題となっている短時間労働者の社会保険のさらなる適用拡大、労働環境の改善にむけて検討を進めること。

　(３)　マイナンバーの医療等分野での利用範囲の拡大については慎重に対応すること。

2.　社会福祉施策の充実強化について

　(１)　子ども・子育て支援、介護保険制度・地域包括ケアシステム、生活保護制度、生活困窮者自立支援等、多くの社会福祉関連業務と権限・責務が地方自治体に移譲されていることを踏まえた予算を確保すること。

　(２)　子ども・子育て支援新制度を確実に実施するために必要な約1.1兆円の予算を確保し、３歳児以外の配置基準とさらなる保育士の給与などを改善すること。また、公立施設の施設整備の予算措置を拡充すること。

　(３)　介護保険法改正に伴って実施されている要支援者に対して提供されてきた予防給付が市町村事業に移行されることでサービス水準の低下や地域間格差を招かないための予算措置を講じること。あわせて介護労働者の離職防止と人材確保のため、介護職員処遇改善加算の確実な届出・請求と介護労働者の給与に反映させるよう事業者に対し指導すること。

　(４)　生活困窮者自立支援および子どもの貧困対策が機能するための予算措置を講じるとともに、地域ニーズに応じた支援を確実に行うことができるよう任意事業の財源確保をはかること。あわせて、児童相談所および社会的養護施設の実施体制や相談体制などの充実・機能強化をはかること（◎）。

3.　保健・医療政策の充実強化について

　(１)　医療制度改革

　　　①　医師不足の解消、地域・病院内偏在解消にむけ、医師の適正配置の仕組みを構築するとともに、看護職員不足解消のための処遇改善、人材確保・育成および離職防止・復職支援対策を進めるための財源確保とモデル事業を実施すること。

　　　②　国民の生命に直結する健康危機管理の発生に対応するために、自治体および保健所における公衆衛生医師や行政保健師等職員の確保・育成にむけた財源確保を行うこと。

　　　③　国民皆保険を堅持するため、フリーアクセスが可能な地域医療の確保にむけた支援の拡充・財源確保を行うこと。

　(２)　医療・介護サービスの提供体制改革（◎）

　　　①　2016年度診療報酬改定においては、病院における消費税負担の抜本解決を行うこと。また、医療従事者が、技術料等で診療報酬に反映されるなど働く意欲を持てる仕組みと、人材確保にむけた診療報酬体系とすること。および、看護師の労働環境の整備、離職防止のため、現在の「月平均夜勤上限72時間」の時間数等を堅持し、さらに「看護師一人月平均64時間」とすること。

　　　②　地域医療の中核を担う公立・公的病院が継続的に医療機能を果たせるよう、地域医療、在宅医療に対する必要な財源を措置すること。

　　　③　各都道府県に設置された「医療勤務環境改善支援センター」の機能充実のために、管理・支援を強化すること。

　　　④　医療・介護サービス提供に必要な研修体制を整備するための予算を確保すること。

4.　地域包括ケアシステムの確立にむけて

　(１)　地域包括ケアシステムを推進するために必要な24時間の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの整備、良質な地域医療を提供するため、医療と介護の連携強化をはかるための予算を確保すること（◎）。

　(２)　地域における医療及び介護を総合的に確保するための方針に基づく新たな財政支援制度（基金）において、他省庁と調整し、所要額の確保、充実をはかること。

5.　国民健康保険制度の改革について（◎）

　国保運営の都道府県化にあたっては、都道府県と市町村との役割分担・機能強化について自治体当事者とも十分に議論し、円滑な制度の移行をはかること。また、具体的制度設計にあたっては、国保連合会を有効活用するとともに、法的位置づけを明確化すること。

6.　労政行政・労働委員会関連について

　(１)　労働教育（労働法制の普及・啓発）に関する今後の施策を明らかにすること。また、都道府県労働局を、国の労働教育施策の拠点とした上で、都道府県との具体的な連携策を講じること。青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）第20条（労働に関する法令に関する知識の付与）を見直し、都道府県の責任・関与についても定めること。

　(２)　労働相談、あっせん・調整、労働教育策を積極的に実施する都道府県に対して、財政的な支援を講ずるとともに、講師派遣・国委託事業化、パンフレット・テキストの無料配布など、可能な限りの支援制度の創設・拡充をはかること。

7.　職業訓練関連について

　(１)　東日本大震災からの復興における職業能力開発行政の役割の重要性を鑑み、被災した地方自治体からの要望に対し、引き続き柔軟に対応すること。

　(２)　社会問題化している、ものづくり分野における労働者不足に対応するため、公共職業訓練に必要な予算措置を行うこと。

　(３)　「新ジョブ・カード制度」については、訓練生および求職者にとって、有意義な制度とすること。

以　　上